

# 契約条項兼重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定および特定商取引に関する法律第4条の規定に従い、電気需給契約(以下「本契約」といいます。)を締結するにあたって重要な事項を説明いたします。

## ◆個人情報の取扱いについて

・契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者(以下、「送配電事業者等」といいます。)、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

## ◆契約のお申し込みについて

- ・当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申し込みいただくか、電話、インターネット等によりお申し込みいただけます。
- ・当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申し込みを承諾できないことがあります。
- ・お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

## ◆契約内容について

- ・契約内容の詳細は当社の電気需給約款および電気料金メニュー約款(以下、「電気需給約款等」といいます。)によるものとします。
- ・当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、契約条項兼重要事項説明書及び電気需給約款等を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- ・当社は、電気需給約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気需給約款等によります。お客さまは、変更後の電気需給約款等に異議がある場合、解約することができます。
- ・当社は、電気需給約款等又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気需給約款等を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- ・電気需給約款等又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといいたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといいたします。
- ・電気需給約款等又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといいたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといいたします。

## ◆供給開始時期について

・電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1か月半後となります。

ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- ・供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

## ◆料金メニューの適用条件について

- ・料金メニューは、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- ・お申込みの際し、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- ・対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはガスセット割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューまたはガスセット割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- ・料金メニューまたはガスセット割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気需給約款等に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## ◆料金について

・電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



※1 ガスセット割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

・燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。

・料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

・燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
27,100円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 =(平均燃料価格-27,100円/kl)×基準単価/1,000
27,100円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 =(27,100円/kl-平均燃料価格)×基準単価/1,000

・平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \text{ (100円未満四捨五入)}$$

A: 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格	$\alpha$ : 0.0140
B: 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格	$\beta$ : 0.3483
C: 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格	$\gamma$ : 0.7227

●基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の15kWhまで	2.475円
	15kWhをこえる1kWhにつき	0.165円
上記以外のメニュー	1kWhにつき	0.165円

・各月に適用する燃料費調整単価は適用の2カ月前の月末に当社[エネアークでんきホームページ](#)にてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社エネアークでんきホームページにてご確認ください。

#### ◆料金算定の方法とお支払いについて

- ・検針および使用量の算定は、送配電事業者が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気需給約款等の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- ・料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ・電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- ・電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「エネパンダ倶楽部」にてお知らせいたします。
- ・当社のガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。この場合、エネパンダ倶楽部にて料金をお知らせした後に請求いたします。紙による「検針のお知らせ」の発行をご希望の場合、翌月のガス検針後に紙による「検針のお知らせ」を発行し、発行月の翌月のガス料金と電気料金とともに発行手数料として187円(税込)を申し受けます。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「検針のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。

当社のガスをご契約でないお客さまは、エネパダ倶楽部にて料金をお知らせした後に請求いたします。紙による「検針のお知らせ」をご希望の場合、発行月の翌月の電気料金とともに発行手数料として187円(税込)を申し受けます。ただし、電気検針日の日程等によっては、「検針のお知らせ」にてお知らせできない場合がございます。

- ・送配電事業者からの検針データ受領のタイミングおよびその他事務都合により、当月の請求が翌月にずれて2か月分のご使用料金をまとめて1度にご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・電気料金は当社の電気需給約款等に定める方法(口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法)で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。
- ・支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気需給約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- ・支払期日を経過してもなお料金(当社と他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気需給約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気需給約款等で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、払込取扱票(コンビニエンスストア用)をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、払込取扱票(コンビニエンスストア用)の発行手数料として352円(税込)を申し受けます。

#### ◆燃料費調整について

- ・原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- ・各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1~3月の貿易統計価格					6月分 電気料金			
	2~4月の貿易統計価格					7月分 電気料金		
		3~5月の貿易統計価格					8月分 電気料金	

#### ◆契約期間、契約の変更および解約について

- ・契約期間はご契約された料金メニュー・ガスセット割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。
- ・お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。
- ・契約の変更や解約を希望される場合は、電力専用ダイヤルへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の2営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- ・契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。
- ・クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- ・お客さまが、当社に通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

## ◆その他

- ・託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなり、周波数は、標準周波 60 ヘルツとなります。
- ・契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気需給約款等の定めに従い定めることといたします。
- ・お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- ・送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。  
これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものいたします。
- ・ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- ・当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

# 個人情報取り扱いについて

## 1. 個人情報について

株式会社エネアーク関西(以下、「当社」といいます。)は、当社の定める「プライバシーポリシー」、「個人情報の保護に関する法律」その他関連する法令およびガイドライン等に基づき、お客さまの個人情報の保護に適切に対応します。

【プライバシーポリシー】

<https://kansai.enearc.co.jp/privacypolicy/>

## 2. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまから取得した個人情報を以下の目的のために利用します。

- (1) 電気の供給サービスに関する契約(以下「電気需給契約」といいます。)の締結、履行、契約締結後の情報管理のため
- (2) 電気の供給サービスの提供に必要な連絡、情報案内のため
- (3) 電気の供給サービスの料金の確定、請求、債権管理のため
- (4) 電力の需要に応じ、需給バランスを踏まえた電力供給をするため
- (5) お客さまによる小売電気事業者<sup>※1</sup>の変更に対応するため
- (6) 電気の供給サービスに対するお客さまからのお問い合わせ、ご意見に対応するため
- (7) 電気の供給サービスの企画・販売等に関わるマーケティング活動のため<sup>※2</sup>
- (8) 「HEMS データ<sup>※3</sup> 利活用サービス」の提供のため<sup>※2</sup>
- (9) 電力事業以外の、当社の他の事業活動、当社のグループ会社の事業活動に関する情報案内のため
- (10) 電力事業に関する経営分析のため<sup>※2</sup>
- (11) 電力事業に関するサービスや設備等の検討・開発のため
- (12) その他電力事業に附带関連する諸活動、業務のため

※1 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年法律第170号、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行後のものをいいます。)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※2 個人を特定しない統計情報として利用します。

※3 HEMS データとは、「Home Energy Management System(ホーム エネルギー マネジメント システム)データ」の略で、ここでは電力使用量測定器(スマートメーター)が送信する電気エネルギーの使用量・使用時間・使用機器の情報や利用状況に関わるデータを指しています。

## 3. 取得する個人情報

当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、次の個人情報を取得します。

- (1) 基本情報(氏名、住所、電話番号、電気需給契約の契約番号)
- (2) 請求先情報(氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス)
- (3) サービス料金の支払に関する情報
- (4) 電力の使用量に関する情報(電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者から送信されるお客さまの電力の使用情報)
- (5) 供給(受電)地点に関する情報(託送供給契約または発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。))を締結する一般送配電事業者および配電事業者<sup>※1</sup>の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法)
- (6) ポータルサイトの利用に関する情報(利用パスワード、利用情報ログ等)
- (7) その他、アンケート等を通じて入力、ご回答いただいた情報
- (8) 上記以外に、取得する個人情報

※1 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、および九州電力送配電株式会社をいいます。[なお、平成28年3月31日より以前は、「一般送配電事業者」を「一般電気事業者」と、「東京電力パワーグリッド株式会社」を「東京電力株式会社」とし、以下この「個人情報の取り扱いについて」において同様とします。]

#### 4. 個人情報の第三者提供

当社は、電気の供給サービスを円滑に行うため、情報処理会社、グループ会社等の第三者に業務の一部を委託することがあります。その場合、提供した個人情報が安全かつ適切に利用されるよう、当社の責任において委託先の事業者を適切に管理、監督いたします。

#### 5. 個人情報の共同利用

当社は、「2. 個人情報の利用目的」を達するため、以下のとおり個人情報を共同利用することがあります。なお、当社は、共同利用する目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

##### (1) 共同利用する個人情報項目

- ①基本情報(氏名、住所、電話番号および電気需給契約の契約番号)
- ②供給(受電)地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般送配電事業者および配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法)
- ③ネガワット取引に関する情報(発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン)

##### (2) 共同利用する者の範囲

小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、需要抑制契約者、電力広域的運営推進機関

##### (3) 共同利用する目的

- ①託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更または解約のため
- ②小売供給等契約(離島供給および最終保障供給に関する契約を含む)又は電気需給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次<sup>※1</sup>
- ③供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給契約に基づく一般送配電事業者および配電事業者の業務遂行のため
- ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため

##### (4) 共同利用する個人情報の管理責任者

- ①基本情報:電気需給契約を締結している小売電気事業者または一般送配電事業者
- ②供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者
- ③ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

※1 「電気需給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに電気需給契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、電気需給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

#### 6. 個人情報の開示・訂正等

当社が保有するお客さまの個人情報について、開示・訂正を希望される場合には、ご本人さまからのお申し出であることを確認した上で、法令等に基づく合理的な範囲内において対応いたします。

#### 7. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

株式会社 エネアーク関西  
個人情報お問い合わせ窓口  
大阪府大阪市備後町3丁目6番14号  
アーバネックス備後町ビル 4F  
電話 0120-77-1006